率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／1.77）×（1／A）×（1／0.8076）×（1／B）

α／1.77に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／1.77）×（1／A）、（α／1.77）×（1／A）×（1／0.8076）又は（α／1.77）×（1／A）×（1／0.8076）×（1／B）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した数（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成28年4月1日付総行市第31号）第9の規定に基づき、連携中枢拠点都市とみなされる二つの市にあつては、それぞれの市の人口によつて按分した数とする（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））。）

［略］

［21　略］

22　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第1項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に1を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.9＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.77）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.1又は（F×70＋G×650）／（C×1.77）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　当該隔遠地市町村の人口

D　当該隔遠地市町村の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口（以下「平成27年人口」という。）

E　当該隔遠地市町村について、本土及び離島の区分ごとに次条第1項第4号（二）の規定により定められる級地に係る別表第1に定める級地による補正率イ

F　当該市町村の区域に属する島しよのうち、当該市町村の事務所（支所及び出張所を除く。）が所在しない島しよ（当該事務所と陸路続きのものを除く。）の人口（以下「島しよ人口」という。）

G　当該市町村の区域に属する島しよの数として総務大臣が通知した数

（普通態容補正に用ふる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／1.72）×（1／A）×（1／0.8103）×（1／B）

α／1.72に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／1.72）×（1／A）、（α／1.72）×（1／A）×（1／0.8103）又は（α／1.72）×（1／A）×（1／0.8103）×（1／B）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した数（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成28年4月1日付総行市第31号）第9の規定に基づき、連携中枢拠点都市とみなされる二つの市にあつては、それぞれの市の人口によつて按分した数とする（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））。）

［同左］

［21　同上］

22　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第1項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に1を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.1＋1］＋E＋｛（F×44＋500）／（C×1.72）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.1又は（F×44＋500）／（C×1.72）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　当該隔遠地市町村の人口

D　当該隔遠地市町村の国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における人口（以下「平成22年人口」という。）

E　当該隔遠地市町村について、本土及び離島の区分ごとに次条第1項第4号（二）の規定により定められる級地に係る別表第1に定める級地による補正率イ

F　当該市町村の区域に属する島しよのうち、当該市町村の事務所（支所及び出張所を除く。）が所在しない島しよ（当該事務所と陸路続きのものを除く。）の人口（以下「島しよ人口」という。）

（普通態容補正に用ふる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。